

12月7日

議案第96号「国民健康保険税条例の一部改正」について、反対討論原稿

日本共産党 梶田 稔

私は、議案第96号「国民健康保険税条例の一部改正」について、反対の立場から、以下、討論するものであります。

国民健康保険事業は、国民皆保険の立場から、社会保険加入者をのぞく全ての住民が加入していることはご承知の通りです。

長引く不況の中で、家計と営業はかつてなく厳しい状況に陥っています。そうした中で、1世帯当たり1万638円の保険税引き上げは、唯々諾々、受け入れることのできないものであることは、私どもが実施した住民アンケートでの80%を超すみなさんが回答しているところであります。

抑も、国民健康保険事業は、国民健康保険法第1条を引くまでもなく、「社会保障及び国民保健の向上」を目的とした事業であり、福祉施策の一環として実施されている事業であります。

地方自治体の役割・責務は、地方自治法第1条で規定されているとおり、「住民福祉の増進」であり、この立場で国民健康保険事業の拡充に努めるべきであります。今回の住民負担増・一般会計繰入金金の削除のように、法の精神を蹂躪する措置は、到底、認めることのできないものであることは明らかであります。

国保事業が福祉施策の一環であり、障がい者福祉や高齢者福祉などとともに一般会計から必要な補填・繰入を行うことは当然のことです。一部に「サラリーマンなど他の社会保険に加入している者にとっては、保険料の二重払いになる」との批判は、福祉行政全般を否定する不見識極まりない見解であると言わなければなりません。

少子高齢化の進展に伴って、高齢者世帯の割合が高いという国保被保険者の実態から、今後、医療給付費の増嵩が予想されますが、それ自体は今始まったことではありません。幸いにして、本町の高齢化率は全国平均よりも低い状況にあります。いずれにしても、本年度予算で措置したように、福祉の増進という地方自治体の責務を全うする立場での財政措置を講ずることは当然であります。「他の施策とのバランス」と言われますが、議案質疑において、どのような施策とのバランスがアンバランスなのかを質しても、具体的に例示できなかったように、一般的・抽象的に考えているに過ぎないものであり、根拠薄弱と敢えて申し上げなければなりません。

また、「財政が逼迫している」とも言われますが、本年度の本町の財政力指数は1.149で、全国1750市町村のうち第36位、町村では第22位、県内57市町村のうち第10位、町村では第4位に位置する状況にあります。全国でも県内でも、まさに健全財政のトップ集団の一員に位置しています。

この財政力は、決して自然現象で生まれたものではありません。住民が額に汗して働き、

真面目に納税した結果であります。長引く不況の中で、家計も営業も厳しい状況にあるにもかかわらず、一般会計予算総額の50%を超す74億円余を町税として納税しています。

町民税では、6%減ったとは言え町民税の約80%22億円余を個人町民税として納税し、固定資産税や都市計画税は増税となって家計を圧迫している状況にあります。こうした住民の貢献に報いて、福祉の増進に努めることは当然のことです。

にもかかわらず、今回、住民負担を6000万円余増やし、自ら負担していた一般会計からの「その他繰り入れ」を1億2千万円も引き揚げて半減させるなど、到底、住民の理解も納得も得られる措置とは考えられません。一般会計からの「その他繰り入れ」を一気に半減させるのではなく、減額するにしても、本年度より6000万円減額して1億6500万円を繰り入れれば、国保税の増税無しで運営できます。武豊町の財政状況から、決して不可能な額ではありません。

過日の一般質問において、平成21年度一般会計決算で実質収支額(黒字)が7億6000万円に上っていることを指摘し、それを福祉の増進・国保会計への「その他繰り入れ」にも役立てることを求めたのに対して、総務部長は「こつこつ貯めてきた歳計剰余金をまとめて計上した結果である」旨答弁しました。

しかし、この答弁は、町財政の推移と実態を反映したものではありません。平成21年度決算における実質収支額(黒字)7億6000万円は、正真正銘平成21年度決算における実質収支額(黒字)であって、「こつこつ貯めてきた歳計剰余金をまとめて計上した結果」ではありません。

平成元年から平成21年度決算までの武豊町財政の推移をみますと、この21年間の内、プライマリーバランスが赤字となったのは、町債9億5300万円を発行し、総合体育館建設事業に21億1900円余を計上した平成4年度、町債18億8777万円を発行し、町民会館建設事業に24億4336万円余を計上した平成15年度の2回をのぞいて、全て黒字となっています。歳計剰余金は、この21年間、一度も赤字になったことはなく、全て黒字であります。

近年、学校施設等の耐震化事業に多くの予算を掛けていますが、プライマリーバランスも歳計剰余金も、いずれも黒字で推移していることはご案内のとおりであります。

財政健全化法による4指標も数字に表れない状況で、武豊町の財政は健全そのものであり、武豊町の財政は、どこから見ても「逼迫している姿」は見えてきません。「財政逼迫」論は、まさに住民負担を押し付ける「為にする議論」と言わなければなりません。

このような武豊町の「豊かな財政力」のもとで、学校施設の耐震化に昨年度5億6千万円余、本年度予算で17億8千万円余を計上し、下水道事業への一般会計繰入は、平成21年度10億2800万円余に続いて、本年度予算でも10億9千万円余を計上しています。

また、国保会計に対しても、一般会計からの法定外の「その他繰り入れ」は、昨年度決算で1億2千万円余、本年度予算で2億2500万円余を計上しています。

言うまでもなく、武豊町全体の行財政運営は、総額230億円前後の総予算で一般会計、6特別会計、水道事業会計全体で「住民福祉の増進」のために運営しています。

このように、その総予算の中で、学校耐震化、下水道事業、国保事業など、必要なところ

へ予算を配分し、全体として「福祉の増進」に努めていることは、予算・決算の状況からも見ることができます。

学校施設耐震化は、児童・生徒の安全を守るためにも喫緊の課題として重要・不可欠な事業であることは言うまでもありません。下水道事業も住環境の整備の上から不可欠な事業であります。

同様に、国保事業も、住民の健康・生命に係わる重要な福祉施策の一環であることは言を俟ちません。

かねて町長が標榜している「安心・安全な町づくり」の一環として、福祉施策を拡充する立場から、過日、町長宛に提出した「国民健康保険税の増税をやめ、引き下げを求める要望書」で、

1. 一般会計からの「その他繰入」を積極的に行って国保税引き上げを回避すること。
2. 平成21年度決算において、7億6300万円余の実質収支額（黒字）を計上していますが、これらの財源を住民福祉の増進に役立てること。
3. 下水道事業に、平成15年度以降、毎年7億円を超す一般会計からの繰入をし、平成21年度には実に10億円を超える繰入をしたことに鑑み、平成22年度国保会計への繰入額2億2500万円余を維持し、平成23年度以降も国保税引き上げを回避すること。
4. 実質的な収入のない赤ちゃんから18歳未満の少年まで課税している、国保税の「均等割」部分を減免し、国保税を被保険者1世帯当たり1万円の引き下げを実施すること。
5. 75歳以上の高齢者医療費を無料化すること。

を求めましたが、来年度予算編成にあたって、改めてこれら5項目を実現するよう求めて、議案第96号「国民健康保険税条例の一部改正」についての反対討論と致します。

以 上